

(写)

空家等の除却および再資源化等の促進に関する協定書

米原市（以下「甲」という。）と山室木材工業株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市民の安心安全な生活環境を確保するため、甲と乙が相互に連携および協力をし、市民の生活環境に悪影響を及ぼす危険な空家等の除却および空家除却に伴い発生する建築廃材の再資源化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 米原市内に所在する建築物またはこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものおよびその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除く。

(2) 所有者等 所有者または管理者をいう。

(乙が行う業務)

第3条 乙は、空家等の所有者等との契約に基づき、次に掲げる業務を行う。

(1) 空家等の除却に伴い発生する建築廃材の再資源化に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、空家等の除却に関して乙が受注することができる業務

2 乙は、前項に規定する空家等の所有者等との契約に当たっては、第1条の目的に鑑み、空家等の所有者等の費用負担の軽減に配慮し、無償または安価な金額での締結に努めるものとする。

(甲が行う業務)

第4条 甲は、次に掲げる業務を行う。

(1) 空家等の所有者等から前条に掲げる業務の相談を受けた場合において、乙を紹介すること。

(2) 米原市公式ウェブサイト、米原市が発行するチラシ等により、前条の規定に基づき乙が行う業務の周知を図ること。

(情報交換等)

第5条 甲および乙は、この協定に定める実施内容を円滑かつ着実に推進するため、相互に取

(写)

組に関する情報交換を行うものとする。

(協定の期間)

第6条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲または乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、本協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定を更に更新する場合も同様とする。

(秘密の保持)

第7条 甲および乙は、この協定の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この協定が終了した後についても適用する。

(協議)

第8条 本協定に定めがない事項が生じた場合、または本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議し、解決する。

2 前項の協議による決定または本協定の内容の変更については書面によるものとし、書面によらないものは、無効とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月6日

甲 滋賀県米原市下多良三丁目3番地
米原市長 平尾道雄

乙 滋賀県米原市大野木1751番地5
山室木材工業株式会社
代表取締役 下村和幸